

盛岡広域都市計画地区計画の変更（盛岡市決定）

盛岡市告示第95号  
平成31年3月12日

盛岡広域都市計画乙部南地区地区計画を次のように変更する。

名 称		乙部南地区地区計画							
位 置		盛岡市乙部27地割から32地割までの各地内							
面 積		約 30.4 ha							
地区計画の目標		本地区は、盛岡市南部に位置する市街地であり、現在形成されている低層住宅を主とした環境の保全と今後の建築物の適切な誘導を図ることを目標とする。							
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>専用住宅地区は、今後も低層を中心とした、住宅地を形成する地区とする。</p> <p>地区内の幹線道路に面する住宅地区は、住宅を主体としながら、住環境に考慮した地区内の日常サービス施設の立地も図る地区とする。</p> <p>国道396号に面する業務地区は、住宅地に近接する業務地区として幹線道路の利便性を図りながら周辺の住環境に配慮した土地利用を図る。</p>							
	地区施設の整備方針	現在形成されている道路網を基本に、地区内に配置する都市計画道路を中心とした道路網の形成を図る。							
	建築物等の整備の方針	<p>専用住宅地区・住宅地区については、建築物の高さの規制により良好な住宅地としての環境を保全する。</p> <p>業務地区については、建築用途の規制により周辺の住環境との調和を図るよう誘導する。</p>							
地区整備	地区施設の配置及び規模		道 路	道路1号	幅員	6m	延長	約155m	
				道路2号	〃	6m	延長	約300m	
				道路3号	〃	6m	延長	約185m	
				道路4号	〃	6m	延長	約285m	
				道路5号	〃	6m	延長	約355m	
備 考	建 築 物 等 に 関 する 事 項	地区の区分	地区の名称	業務地区	住宅地区	専用住宅地区			
			地区の面積	3.5 ha	16.4 ha	10.5 ha			
		建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>① 建築基準法別表第2(に)項第3号から第5号に掲げる建築物</p> <p>② 建築基準法別表第2(ぬ)項第3号及び第4号に掲げる建築物</p> <p>③ 建築基準法別表第2(を)項第3号から第7号に掲げる建築物</p> <p>④ 建築基準法別表第2(わ)項第6号に掲げる建築物</p> <p>⑤ 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が300㎡を超えるもの</p>			<p>次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>建築基準法別表第2(に)項第3号から第6号に掲げる建築物</p>		<p>次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>建築基準法別表第2(は)項第2号及び第3号に掲げる建築物</p>	
		建築物等の高さの最高限度				敷地地盤面からの高さは10m以下とする。			
備 考									

「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」